

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第43条第2項の規定により、京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業に係る供用後の事後調査結果を記載した報告書（以下「事後調査結果報告書」という。）が提出されましたので、条例第43条第4項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、事後調査結果報告書を縦覧に供します。

令和5年1月23日

京都市長 門川 大作

## 1 事業者の名称及び代表者名等

### (1) 事業者の名称

京都市

### (2) 代表者名

京都市長 門川 大作

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

### (1) 名称

京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業

### (2) 種類

一般廃棄物焼却施設の設置

### (3) 規模

敷地面積	8.79ha（うち計画対象5.24ha）
主建築物	工場棟、管理棟、煙突
焼却施設規模	500トン／日（250トン／日×2炉）

選別資源化施設規模 180トン/日（高速回転破砕機、弾性ごみ切断機）

バイオガス化施設規模 60トン/日（30トン/日×2系列）

### 3 対象事業実施区域

京都市伏見区横大路八反田29番地

### 4 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間

#### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

#### (2) 縦覧の期間

令和5年1月23日から同年2月22日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

#### (3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

### 5 事後調査結果報告書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、事後調査結果報告書を閲覧することができます。

[URL](https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000307509.html) <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000307509.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)